

(証券コード6480)  
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区高輪二丁目19番19号  
**日本トムソン株式会社**  
代表取締役社長 宮 地 茂 樹

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等の電磁的方法により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、定時株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

(当日ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。)

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、書面またはインターネット等の電磁的方法により、2020年6月23日（火曜日）午後5時12分までに議決権を行使してくださいませう、お願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区高輪二丁目19番19号

日本トムソン株式会社 本社ビル

（会場が昨年と異なりますので、ご注意願います。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 取締役9名選任の件

**第3号議案** 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
  2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ikont.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連するお願い等

- ・ 定時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、各種対応を更新する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ikont.co.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。
- ・ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたく、お願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指等のアルコール消毒にご協力いただくとともに、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場入口付近では非接触型体温計などにより検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ 当社役員および株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 会場内の座席は、例年より間隔を空けた配置とさせていただきます。
- ・ 本定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明等は省略させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくくださいますよう、お願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。なお、議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございますが、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、インターネット等により事前に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。



### インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時12分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時12分到着分まで



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時  
（受付開始 午前9時を予定）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインしてください

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

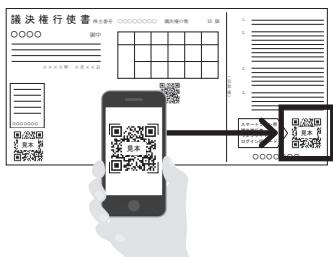
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

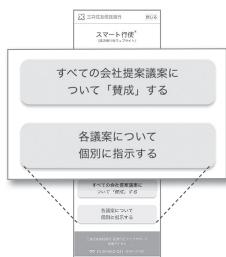
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

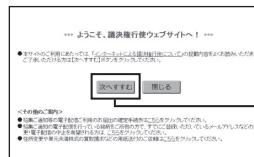
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

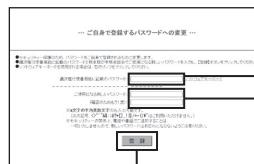
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用情勢の改善等を背景に緩やかな回復が続いたものの、海外経済においては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題に伴う混乱に加え、期末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外の経済活動が停滞し、景気の減速懸念が高まりました。

このような情勢のもとで、当社グループは「IKO中期経営計画2020 (CHANGE & CHALLENGE ~Next Stage -ACCOMPLISH-)」に掲げる持続的な成長と収益基盤を強化するための諸施策に取り組むとともに、組織横断による重点課題の解決や各種業務の効率化を推進しました。

販売面につきましては、国内外でプライベートショーや展示会を開催し、既存顧客との取引深耕や新規市場・顧客の開拓に注力しました。また、新規システムを活用した顧客管理体制の強化や、今後の需要拡大が見込まれる戦略製品の案件発掘にも努めました。

製品開発面につきましては、機械や軸受の耐久性を高め、蒸発しない特性を持つ、世界初の軸受用液晶潤滑剤を封入した『液晶潤滑リニアウェイ』や、摩擦によるエネルギーロスの低減を実現するコネクティングロッド用ニードルケージの新しい表面処理『PMコート』を開発・販売開始するなど、環境負荷低減を意識した研究開発に積極的に取り組みました。

生産面につきましては、中長期的な需要拡大に向けた設備増設を進め、生産子会社の優必勝(蘇州)軸承有限公司における「IKOブランド」製品の生産を開始するなど、生産能力の増強を図りました。また、理想的な工程を目指した現場改善活動を推し進め、効率的な生産体制の構築に注力しました。

当社グループの営業状況をみますと、国内市場においては、半導体製造装置等のエレクトロニクス関連機器向けや工作機械向けを中心に売上高は減少しました。北米地域では、精密機械や一般産業機械向け等の需要が低調に推移し、売上高は減少しました。欧州地域では、工作機械向けが底堅く推移した一方で一般産業機械向け等の需要が伸び悩み、売上高は減少しました。中国では、米国との貿易摩擦の影響のほか、第4四半期は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、積極的な営業活動が困難な時期もあったことから、売上高は減少しました。その他地域では、台湾やシンガポール等において投資抑制の動きが見られ、売上高は減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、47,457百万円（前期比17.6%減）となりました。部門別では、針状ころ軸受および直動案内機器等（以下「軸受等」といいます。）の売上高は42,230百万円（前期比16.9%減）、諸機械部品は5,226百万円（前期比22.6%減）となりました。

部門別の売上高を前期と比較しますと、次のとおりであります。

区 分	第 70 期 (2019年 3 月期)		第 71 期 (2020年 3 月期)		前期比増減	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増 減 率
軸 受 等	百万円 50,820	% 88.3	百万円 42,230	% 89.0	百万円 △8,589	% △16.9
諸 機 械 部 品	6,750	11.7	5,226	11.0	△1,523	△22.6
合 計	57,570	100.0	47,457	100.0	△10,113	△17.6

収益面につきましては、減収・減産の影響等により、営業利益は1,341百万円（前期比72.5%減）、経常利益は1,268百万円（前期比76.2%減）となりました。また、繰延税金資産の取り崩しに伴う税金負担増等により、親会社株主に帰属する当期純損失は185百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3,718百万円）となりました。

また、当連結会計年度における軸受等の生産高（平均販売価格による）は44,707百万円（前期比20.1%減）となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は40,779百万円（前期比29.1%減）となりました。

なお、期末配当金につきましては、安定的な配当を継続するという当社の基本方針に基づき、業績水準や内部留保等を総合的に勘案しました結果、1株につき5円といたし、中間配当金7円50銭とあわせ当期の配当金は1株につき年12円50銭といたしたいと存じます。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、国内工場や海外生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. および優必勝（蘇州）軸承有限公司における生産能力の増強および生産品目の拡充、機械装置の更新等を実施しました。また、本社建替関連の投資を含め、総額5,455百万円の設備投資を行いました。設備投資資金につきましては、自己資金および社債、借入等により賄っております。

なお、資金調達につきましては、設備投資資金および運転資金等に充当するため、2019年11月28日に第9回無担保社債5,000百万円を発行いたしました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループの事業分野は、機械産業およびエレクトロニクス産業の世界的な成長に伴い、工作機械や半導体製造装置向けをはじめとした幅広い業種において需要は着実に拡大するものと見ております。さらに、地球温暖化防止という世界的な潮流を背景に、機械装置の小型化・省力化ニーズに応える製品群は、成長性の高い事業分野であると考えております。

当社グループといたしましては、軸受等の製造販売を通じて、世の中から信頼され、必要とされ、さらに存在感のある企業グループとして発展していくために2018年4月より3年間の「IKO中期経営計画2020(CHANGE & CHALLENGE ～Next Stage—ACCOMPLISH—)」を策定いたしました。持続的な成長と収益構造の強化に向け、今後高い成長性と収益性が見込まれる注力領域に経営資源を集中的に投入するとともに、当社グループのコア技術を最大限に活かした製品とサービス開発により、高い付加価値を世の中に提供してまいります。

#### <販売面における具体的施策>

「お客様から真っ先に相談していただける会社」を目指し、お客様が抱える問題やビジョンをしっかりと理解したうえで、営業部門のみならず技術・製造・管理部門が協働してソリューションを提案できる販売体制を確立してまいります。特に、IoTやスマートファクトリーへの流れが加速するなか、市場のニーズは高度化・多様化していますが、ユニット製品等によるソリューション提案力を強化することでお客様へ提供する付加価値を高めてまいります。また、従来とは異なる新しい形でIKOブランドの高い技術力を発信し、グローバル市場での認知度向上に努め、より効率的・効果的に販売拡大できる体制を築いてまいります。

#### <製品開発面における具体的施策>

IoT・ビッグデータ・AI・ロボット等、テクノロジーの進化による経済社会構造の変革が進むなか、産学官のオープンイノベーションも視野に入れ、新領域に向けた製品開発に注力し、新しい価値を社会に提供してまいります。同時に、世界各地のニーズを見極め、お客様が求める価値観を共有し、当社グループの持つ高い技術力を駆使してお客様の視点に立った製品開発・市場開拓に取り組んでまいります。

#### <生産面における具体的施策>

全社販売戦略に確実かつタイムリーに対応できる生産供給力の実現に向け、工程改善・自動化・新工法の確立に取り組み、生産改革を強力に推進してまいります。材料や部品等についても、最適なグローバル調達を実施するほか、設計規格の見直しやモジュール化等、上流からの抜本的な改革にも着手し改革の効果を高めてまいります。国内外生産拠点のそれぞれの利点を最大限に活かした最適地生産や的確な役割分担により、品質・価格・納期それぞれの面で競争力の強化を図ってまいります。

このように、グループ一丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と社会の発展に貢献してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、生産・販売活動等に支障を来し、当社グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。今後も引き続き当該リスクに対処すべく、迅速かつ適切に各種施策を検討および実施してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第68期 (2017年3月期)	第69期 (2018年3月期)	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	44,130	55,228	57,570	47,457
経常利益 (百万円)	905	2,397	5,325	1,268
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	△291	1,678	3,718	△185
1株当たり当期純利益 (円)	△4.04	23.35	51.95	△2.59
純資産 (百万円)	58,605	59,666	60,195	57,439
総資産 (百万円)	99,627	98,493	101,468	98,118

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当該自己株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式が含まれております。
2. 第71期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本ディック株式会社	90百万円	100.0%	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO INTERNATIONAL, INC.	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
IKO THOMPSON ASIA CO., LTD.	10,000千パーツ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
優必勝（上海）精密軸承製造有限公司	8,000千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売
IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	25,000千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売
優必勝（蘇州）軸承有限公司	90,900千中国元	19.7 (100.0)	軸受等の製造ならびに販売

(注) 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を含んでおります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器（直動シリーズおよびメカトロシリーズ）等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(7) 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---

区 分	名 称	所 在 地
営 業 所	東 部 支 社	東 京 都 港 区
	中 部 支 社	名 古 屋 市 中 川 区
	西 部 支 社	大 阪 市 西 区
工 場	岐 阜 製 作 所	岐 阜 県 美 濃 市

(イ) 子会社

区 分	名 称	所 在 地
販 売 会 社	日 本 デ ィ ッ ク 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 区
	I K O I N T E R N A T I O N A L , I N C .	米 国
	N I P P O N T H O M P S O N E U R O P E B . V .	オ ラ ン ダ
	艾 克 欧 東 晟 商 貿 ( 上 海 ) 有 限 公 司	中 国
	I K O T H O M P S O N A S I A C O . , L T D .	タ イ
	優 必 勝 ( 上 海 ) 精 密 軸 承 製 造 有 限 公 司	中 国
製 造 会 社	I K O T H O M P S O N V I E T N A M C O . , L T D .	ベ ト ナ ム
	優 必 勝 ( 蘇 州 ) 軸 承 有 限 公 司	中 国

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,232名	216名減

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,624
株式会社みずほ銀行	2,320
日本生命保険相互会社	1,450
三井住友信託銀行株式会社	1,050
株式会社十六銀行	980
株式会社大垣共立銀行	960
株式会社北陸銀行	920
三菱UFJ信託銀行株式会社	632
住友生命保険相互会社	530
富国生命保険相互会社	400
株式会社三井住友銀行	340

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 291,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 72,038,332株（自己株式1,463,093株を除く）
- (3) 株主数 9,578名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,131	11.28
日 本 ト ム ソ ン 取 引 先 持 株 会	4,808	6.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,350	6.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,262	5.91
株 式 会 社 不 二 越	2,008	2.78
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,612	2.23
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,573	2.18
日 本 ト ム ソ ン 従 業 員 持 株 会	1,474	2.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,305	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,203	1.66

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式を1,463,093株（1.99%）保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式（1,463,093株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
なお、当該自己株式には、「従業員持株ESOP信託」が所有する当社株式（121,700株）は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

2,175個

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 217,500株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

	名 称	行 使 期 間	払込金額	個 数	保 有 数
			行使価額		
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2015年7月14日～ 2045年7月13日	583円	130個	4名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2016年8月5日～ 2046年8月4日	264円	350個	5名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2017年8月4日～ 2047年8月3日	583円	495個	6名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年8月3日～ 2048年8月2日	766円	500個	6名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2019年8月1日～ 2049年7月31日	436円	700個	6名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

①交付された新株予約権の数

280個

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 28,000株（新株予約権1個につき100株）

③当社使用人への交付状況

	名 称	行 使 期 間	払 込 金 額	個 数	交 付 数
			行 使 価 額		
執行役員 （当社取締役 を兼務してい る者を除く）	第6回新株予約権 （株式報酬型ストック・オプション）	2019年8月1日～ 2049年7月31日	436円	280個	10名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
宮地茂樹	代表取締役社長	
田中一彦	専務取締役	生産部門・法務室・人事総務部担当
木村利直	常務取締役	生産部門副担当、岐阜製作所長
下村康司	常務取締役	営業部門・営業技術部担当、事業開発部・製品開発センター副担当
岡嶋徹	常務取締役	経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長
笠原信	取締役役員 執行役員	事業開発部・品質保証部・製品開発センター・技術センター担当、優必勝（蘇州）軸承有限公司董事長
武井洋一	取締役	弁護士（明哲総合法律事務所）、山崎金属産業株式会社社外監査役
齊藤聡	取締役	学校法人産業能率大学経営学部教授
秀島信也	取締役	富士紡ホールディングス株式会社社外取締役、新明和工業株式会社社外取締役、ヤマハ発動機株式会社顧問、光産業創成大学院大学理事
後藤敏彦	常勤監査役	
那須健人	監査役	弁護士（ブレイクモア法律事務所）
木村和彦	監査役	エムエスティ保険サービス株式会社社外監査役、株式会社中京銀行社外監査役
林田和久	監査役	公認会計士（林田和久公認会計士事務所）、大日本コンサルタント株式会社社外取締役、株式会社BlueMeme社外監査役、株式会社OpenModels監査役

- (注) 1. 取締役のうち武井洋一、齊藤聡、秀島信也の3氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち那須健人、木村和彦、林田和久の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役秀島信也氏は、2020年3月31日をもってヤマハ発動機株式会社顧問を退任いたしました。  
 4. 取締役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 5. 取締役齊藤聡氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 6. 取締役秀島信也氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 7. 常勤監査役後藤敏彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 8. 監査役那須健人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 9. 監査役木村和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 10. 監査役林田和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（うち社外取締役）	10名（3名）	311百万円（30百万円）
監査役（うち社外監査役）	5名（4名）	47百万円（22百万円）
合 計（うち社外役員）	15名（7名）	358百万円（53百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記には、2019年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 武井洋一

#### 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

明哲総合法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と明哲総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

山崎金属産業株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と山崎金属産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はございません。

#### 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

### ② 取締役 齊藤 聡

#### 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

学校法人産業能率大学経営学部教授を兼職しております。なお、当社と学校法人産業能率大学との間に重要な取引その他の関係はございません。

#### 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 取締役 秀島信也

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

富士紡ホールディングス株式会社および新明和工業株式会社の社外取締役、光産業創成大学院大学理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

ヤマハ発動機株式会社の顧問を兼職しておりました。なお、ヤマハ発動機株式会社は当社製品の販売先ではありますが、同社との取引額は当社の取引規模からして僅少であり、当社の意思決定に影響を与えるものではありません。

2) 主要取引先特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

2019年6月27日開催の第70回定時株主総会にて取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、長年にわたり携わった経営に関する豊富な経験と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 監査役 那須健人

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

ブレイクモア法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社とブレイクモア法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤ 監査役 木村和彦

- 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
エムエスティ保険サービス株式会社および株式会社中京銀行の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。
- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
取締役会および監査役会への出席状況および発言状況  
当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、金融業務に関する専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わった高い見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑥ 監査役 林田和久

- 1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
林田和久公認会計士事務所所長、大日本コンサルタント株式会社社外取締役、株式会社BlueMeme社外監査役および株式会社OpenModels監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。
- 2) 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況  
取締役会および監査役会への出席状況および発言状況  
2019年6月27日開催の第70回定時株主総会にて監査役に就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である武井洋一氏、齊藤聡氏、秀島信也氏および社外監査役である那須健人氏、木村和彦氏、林田和久氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外取締役および社外監査役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

52百万円

#### ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導、コンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等が、法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範として、「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保管および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進する体制を構築しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務分掌規程」等により、当社所管部署に関係会社を管理する権限と責任を与え、関係する部署と協調して、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導、徹底を図っております。

関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役（会）に報告しております。

- ⑥ 監査役（会）がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役等からの独立性に関する事項

監査役（会）の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査役（会）は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査役（会）より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役および従業員等が監査役に報告するための体制および監査役会への報告に関する体制  
取締役と監査役との協議により、監査役（会）に報告する事項を定め、経営に重要な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用およびその他監査に関する諸費用は会社が負担することとしております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス体制について

「コンプライアンス管理規程」に基づき、全部署に対する自己点検を当事業年度において2回実施するとともに、担当部署に内部通報窓口を設置し運用を行いました。また、当事業年度においては、社外にも内部通報窓口を設置し運用を開始いたしました。

自己点検および内部通報窓口の運用の結果については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「コンプライアンス委員会」において、報告および審議いたしました。

- ② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスクアセスメントの実施により識別されたリスク項目について、関連する対応部署および対応組織より対応状況について報告がなされました。

報告を受けた内容については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む役付取締役および常勤監査役にて構成される「リスク管理委員会」において、報告および審議いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む4名の監査役も出席しております。

当事業年度において取締役会は18回開催され、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議、ならびに各業務執行取締役から業務報告が行われました。

また、取締役会とは別に経営会議を開催し取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、業務の執行について審議し、意思決定を行いました。

④ 関係会社の経営管理体制について

関係会社における重要事項の決定にあたっては、事前に親会社である当社へ報告されるとともに、経営会議あるいは取締役会において事前に十分な検討を行い、承認決議を行うことにより、関係会社の業務の適正を確保しております。

また、関係会社に関する業務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理体制や運用方法を明確化しております。

⑤ 監査役の職務執行について

当社の監査役会は、3名の社外監査役と1名の常勤監査役で構成されており、当事業年度において監査役会は13回開催され、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役会の職務の執行を監査しております。

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室、法務室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2017年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで（以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます）、引き続き継続することを決議し、2019年6月27日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、従前から設置している独立委員会の委員数を4名から6名に拡充しており、独立委員会委員として、伊集院功、佐藤順哉、武井洋一、那須健人、林田和久、秀島信也の6氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2019年5月14日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.ikont.co.jp/>）

なお、2020年1月29日に、上記独立委員会委員である佐藤順哉氏が逝去されたため、同日以降の独立委員会の委員数は5名となっております。

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にも問うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

### 3) 本プランの特徴

#### (a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

#### (b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第70回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

#### (d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

#### (e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、第70回定時株主総会における本プランの承認時から第70回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

### 4) 株主の皆様への影響

#### (a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会はさらに独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>60,940</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,754</b>
現金及び預金	12,924	支払手形及び買掛金	7,832
受取手形及び売掛金	11,671	短期借入金	1,200
商品及び製品	16,196	1年内返済予定の長期借入金	4,130
仕掛品	11,122	リース債務	162
原材料及び貯蔵品	6,414	未払費用	2,123
その他	2,624	未払法人税等	225
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	63
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,178</b>	債務保証損失引当金	170
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>24,742</b>	その他	1,847
建物及び構築物	7,855	<b>固 定 負 債</b>	<b>22,924</b>
機械装置及び運搬具	11,500	社 債	15,000
工具、器具及び備品	1,119	長期借入金	6,876
土地	2,951	リース債務	678
リース資産	549	繰延税金負債	246
建設仮勘定	355	退職給付に係る負債	33
その他	410	その他	89
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,107</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>40,679</b>
のれん	243	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,863	<b>株 主 資 本</b>	<b>56,579</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>10,328</b>	資 本 金	9,533
投資有価証券	6,708	資 本 剰 余 金	12,886
繰延税金資産	1,381	利 益 剰 余 金	34,988
その他	2,294	自 己 株 式	△828
貸倒引当金	△56	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>711</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>98,118</b>	その他有価証券評価差額金	1,365
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△494
		退職給付に係る調整累計額	△160
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>148</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>57,439</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>98,118</b>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		47,457
売上原価		32,690
売上総利益		14,766
販売費及び一般管理費		13,425
営業利益		1,341
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	231	
受取保険金	122	
その他	324	694
営業外費用		
支払利息	97	
売上割引	53	
固定資産除却損	32	
為替差損	480	
その他	102	767
経常利益		1,268
特別利益		
投資有価証券売却益	52	52
特別損失		
投資有価証券評価損	132	
債務保証損失引当金繰入額	170	302
税金等調整前当期純利益		1,019
法人税、住民税及び事業税	225	
法人税等調整額	963	1,188
当期純損失		169
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純損失		185

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,533	12,875	36,253	△1,048	57,614
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△1,080	—	△1,080
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	△185	—	△185
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	0	220	221
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	10	—	—	10
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	10	△1,265	220	△1,034
当 期 末 残 高	9,533	12,886	34,988	△828	56,579

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	2,568	△0	△162	△32	2,373
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△1,202	0	△331	△127	△1,661
当 期 変 動 額 合 計	△1,202	0	△331	△127	△1,661
当 期 末 残 高	1,365	0	△494	△160	711

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	新株予約権	非支配株主 支持配分	純資産 合計
当期首残高	114	93	60,195
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,080
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	—	△185
自己株式の取得	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	221
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	34	△93	△1,720
当期変動額合計	34	△93	△2,755
当期末残高	148	—	57,439

## [連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称  
 連結子会社の数 8社  
 主要な連結子会社の名称 IKO INTERNATIONAL, INC.  
 NIPPON THOMPSON EUROPE B.V.  
 IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.  
 艾克欧東晟商貿(上海)有限公司
  - (2) 主要な非連結子会社の名称等  
 主要な非連結子会社の名称 新三重精工(株)  
 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および主要な会社等の名称 該当ありません。
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等  
 主要な非連結子会社の名称 新三重精工(株)  
 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
 連結決算日と異なる連結子会社
 

艾克欧東晟商貿(上海)有限公司	12月31日	※1
優必勝(上海)精密軸承製造有限公司	12月31日	※2
優必勝(蘇州)軸承有限公司	12月31日	※2

※1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。  
 ※2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ① 有価証券の評価基準および評価方法  
 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)  
 その他有価証券 決算期末日の市場価格等による時価法  
 時価のあるもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主に移動平均法により算定)  
 時価のないもの 主に移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産の評価基準および評価方法 主に総平均法による原価法  
 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
    - ③ デリバティブの評価基準および評価方法 時価法

## (2) 固定資産の減価償却方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

#### 定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

### ② 無形固定資産

#### 定額法

ただし、自社利用ソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ リース資産

なお、当社グループの一部の在外連結子会社は、(会計方針の変更)に記載の通り当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しており、資産として計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

主に一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。

### ② 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ③ 債務保証損失引当金

従業員持株E S O P信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

## 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしているものは特例処理を採用しております。

### (2) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は発生連結会計年度に一括償却しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(3) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定したうえで均等償却することとしております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)

当社グループの一部の在外連結子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」が410百万円増加し、流動負債の「リース債務」が93百万円および固定負債の「リース債務」が316百万円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1. 取引の概要

「従業員持株E S O P信託」は、当社が「日本トムソン従業員持株会」(以下、当社持株会)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、信託口)を設定し、信託口は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得し、その後毎月一定日に当社持株会に売却するものであります。信託期間満了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、前連結会計年度310百万円、358千株、当連結会計年度105百万円、121千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度336百万円、当連結会計年度252百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 68,960百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 債務保証損失引当金繰入額

従業員持株E S O P信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を債務保証損失引当金として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数  
普通株式 73,501,425株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	540	7.50	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	540	7.50	2019年9月30日	2019年12月11日

(注) 1. 2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式358,500株に対する配当金2百万円を含めております。

2. 2019年11月11日開催の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式242,800株に対する配当金1百万円を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2020年6月24日開催の第71回定時株主総会において次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	360	5.00	2020年 3月31日	2020年 6月25日

(注) 「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託が基準日現在に所有する当社株式121,700株に対する配当金0百万円を含めております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類および数  
普通株式 282,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
資金運用については安全かつ短期的な金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。  
受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行いリスクを低減しております。また、外貨建ての売上債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してリスクヘッジしております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。  
借入金および社債の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用してしております。なお、デリバティブ取引は当社の社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,924	12,924	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,671	11,671	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	6,084	6,084	—
(4) 支払手形及び買掛金	(7,832)	(7,832)	—
(5) 短期借入金	(1,200)	(1,200)	—
(6) 社債	(15,000)	(14,981)	18
(7) 長期借入金	(11,007)	(11,028)	△21
(8) リース債務	(840)	(836)	4
(9) デリバティブ取引	0	0	—

(注) 1. 負債に計上されているものは、（ ）で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

・ 現金及び預金、受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・ 投資有価証券

その他有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

・ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・ 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・ 社債

当社の発行する社債の時価については、店頭において取引される価格に基づいております。

・ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該金利スワップおよび通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

・ リース債務

リース債務の時価については、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

・ デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

3. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額623百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 796円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円59銭   |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純損失の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数を、控除する自己株式数を含めております。

期末の当該自己株式の数	121,700株	期中平均の当該自己株式の数	233,066株
-------------	----------	---------------	----------

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要  
当社および主要な連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度および確定拠出制度を併用しております。
2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,416百万円
勤務費用	427百万円
利息費用	△1百万円
数理計算上の差異の発生額	△19百万円
退職給付の支払額	△228百万円
その他	△6百万円
退職給付債務の期末残高	7,588百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	7,565百万円
期待運用収益	146百万円
数理計算上の差異の発生額	△247百万円
事業主からの拠出額	325百万円
退職給付の支払額	△228百万円
その他	△6百万円
年金資産の期末残高	7,555百万円

- (3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,588百万円
年金資産	△7,555百万円
	33百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33百万円

退職給付に係る負債	33百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33百万円

- (4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	427百万円
利息費用	△1百万円
期待運用収益	△146百万円
数理計算上の差異の費用処理額	42百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	321百万円

- (5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△228百万円
合計	△228百万円

- (6) 年金資産に関する事項

- ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	35%
株式	21%
一般勘定	21%
その他	23%
合計	100%

- ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度56百万円であります。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>48,769</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,272</b>
現金及び預金	8,948	電子記録債権	4,304
受取手形	305	買掛金	2,745
電子記録債権	2,679	短期借入金	1,200
売掛金	7,237	1年内返済予定の長期借入金	4,130
商品及び製品	11,185	リース債権	68
仕掛品	8,137	未払金	844
原材料及び貯蔵品	6,345	未払費用	1,909
未収入金	3,209	未払法人税等	148
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	326	役員賞与引当金	63
その他	394	債務保証損失引当金	170
<b>固 定 資 産</b>	<b>41,478</b>	その 他	687
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>18,720</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>22,289</b>
建築物	5,053	社債	15,000
構築物	266	長期借入金	6,876
機械及び装置	8,605	リース債権	361
車両運搬具	15	資産除去債	22
工具、器具及び備品	1,029	その他	29
土地	2,893	<b>負 債 合 計</b>	<b>38,562</b>
リース資産	549	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	307	<b>株 主 資 本</b>	<b>50,249</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,237</b>	資本金	9,533
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>21,520</b>	資本剰余金	12,887
投資有価証券	6,252	資本準備金	12,887
関係会社株式	2,532	利益剰余金	28,657
関係会社出資金	4,521	利益準備金	1,416
関係会社長期貸付金	4,756	その他利益剰余金	27,240
繰延税金資産	1,313	配当準備積立金	1,510
その他	2,196	退職手当積立金	500
貸倒引当金	△52	別途積立金	18,500
<b>資 産 合 計</b>	<b>90,247</b>	繰越利益剰余金	6,730
		自己株式	△828
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>1,287</b>
		その他有価証券評価差額金	1,286
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>148</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>51,685</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>90,247</b>

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		39,496
売 上 原 価	価 値		29,867
売 上 総 利 益	益		9,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		9,411
営 業 利 益	益		216
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	490	
受 取 手 数 料	料	52	
受 取 保 険 金	金	122	
そ の 他	他	233	899
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	53	
社 債 利 息	息	43	
売 上 割 引	引	53	
固 定 資 産 除 却 損	損	26	
為 替 差 損	損	472	
そ の 他	他	91	740
経 常 利 益	益		375
特 別 利 益	益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	52	52
特 別 損 失	失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	132	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	額	170	302
税 引 前 当 期 純 利 益	益		126
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	26	
法 人 税 等 調 整 額	額	59	85
当 期 純 利 益	益		41

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	9,533	12,887	1,416	28,279	29,696
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△1,080	△1,080
当 期 純 利 益	—	—	—	41	41
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1,038	△1,038
当 期 末 残 高	9,533	12,887	1,416	27,240	28,657

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,048	51,068	2,511	△0	2,511	114	53,693
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	△1,080	—	—	—	—	△1,080
当 期 純 利 益	—	41	—	—	—	—	41
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	—	—	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	220	221	—	—	—	—	221
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△1,224	0	△1,223	34	△1,189
当 期 変 動 額 合 計	220	△818	△1,224	0	△1,223	34	△2,008
当 期 末 残 高	△828	50,249	1,286	0	1,287	148	51,685

(注) その他利益剰余金の内訳

	配当準備積立金	退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当 期 首 残 高	1,510	500	18,500	7,769	28,279
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△1,080	△1,080
当 期 純 利 益	—	—	—	41	41
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	0	0
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1,038	△1,038
当 期 末 残 高	1,510	500	18,500	6,730	27,240

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## [個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
    - (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
満期保有目的の債券  
子会社株式および関連会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの  
  
時価のないもの
    - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
    - (3) デリバティブの評価基準および評価方法
  2. 固定資産の減価償却方法
    - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - (2) 無形固定資産
  
    - (3) リース資産
  3. 引当金の計上基準
    - (1) 貸倒引当金
    - (2) 役員賞与引当金
    - (3) 債務保証損失引当金
    - (4) 退職給付引当金
- 償却原価法（定額法）  
移動平均法による原価法
- 決算期末日の市場価格等による時価法  
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
移動平均法による原価法  
総平均法による原価法  
（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
時価法
- 定額法（主な耐用年数…建物31年、機械及び装置12年）  
定額法  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 一般債権は、貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等は、回収可能性を勘案して個別評価による貸倒見積額を計上しております。  
役員の賞与支給に備えるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  
従業員持株E S O P信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。  
従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。また、過去勤務費用は、発生事業年度に一括償却しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を充たしているものは振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしているものは特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

従業員持株E S O P信託に関する会計処理について

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	59,968百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	3,615百万円
短期金銭債務	250百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引	
売上高	10,007百万円
仕入高	4,016百万円
営業取引以外の取引	1,583百万円
2. 債務保証損失引当金繰入額	
従業員持株E S O P信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を債務保証損失引当金として計上しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	1,584,793株
------	------------

(注) 従業員持株E S O P信託が所有する当社株式121,700株は、自己株式数に含めております。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	1,303百万円
未払費用(賞与)	285百万円
減損損失	509百万円
入会金	59百万円
繰越欠損金	135百万円
その他	377百万円
繰延税金資産小計	2,668百万円
評価性引当額	△794百万円
繰延税金資産合計	1,874百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△497百万円
前払年金費用	△58百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△560百万円
繰延税金資産の純額	1,313百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	IKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	25百万 US\$	軸受等製造・販売	所有直接100.0%	当社製品の製造	—	—	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	326
									関係会社長期貸付金	2,572
	優必勝(上海)精密軸承製造有限公司	中国	8百万 US\$	軸受等販売	所有直接100.0%	当社製品の販売	—	—	関係会社長期貸付金	1,058
	優必勝(蘇州)軸承有限公司	中国	90百万円	軸受等製造・販売	所有直接19.7% 間接80.3%	当社製品の製造 役員の兼任	—	—	関係会社長期貸付金	1,125

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

上記取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	716円62銭
2. 1株当たり当期純利益	0円57銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた「期末の普通株式の数」および1株当たり当期純利益の算定に用いられた「普通株式の期中平均株式数」の算出に当たり、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式数を、控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数	121,700株	期中平均の当該自己株式の数	233,066株
-------------	----------	---------------	----------

(退職給付に関する注記)

採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度および確定拠出制度を併用しております。

退職給付債務の内訳

退職給付債務	7,347百万円
年金資産	△7,332百万円
未認識数理計算上の差異	△205百万円
<hr/>	
前払年金費用(△は資産)	△190百万円

退職給付費用の内訳

勤務費用	417百万円
利息費用	△1百万円
期待運用収益	△146百万円
数理計算上の差異の費用処理額	42百万円
<hr/>	
退職給付費用	312百万円

退職給付債務等の計算基礎

割引率	0.1%
期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

日本トムソン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 映 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

日本トムソン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、法務室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、付議議案や報告事案に関し、必要に応じて質問をしながら審議の経過や結果を掌握いたしました。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室、法務室等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化等に応じ、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。監査役会としましては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書提出時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

日本トムソン株式会社 監査役会

常勤監査役 後藤 敏彦 ㊟

社外監査役 那須 健人 ㊟

社外監査役 木村 和彦 ㊟

社外監査役 林田 和久 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき5円といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年12円50銭といたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金5円 総額360,191,660円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本定時株主総会終結の時をもって全員9名の任期が満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	みやちしげき 宮地茂樹 (1956年4月14日生) 96,867株	1979年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2008年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 2009年1月 当社経営企画部長 2010年6月 当社常務取締役経営企画部長 2012年6月 当社代表取締役社長 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 宮地茂樹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては2012年に代表取締役社長に就任し、経営者としての豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	
2	たなかかずひこ 田中一彦 (1953年1月10日生) 53,381株	1976年4月 当社入社 2002年6月 当社技術センター技術部長 2004年7月 当社技術センター品質保証部長 2005年7月 当社技術センター所長兼品質保証部長 2006年7月 当社技術センター所長 2007年7月 当社技術センター所長兼技術部長 2008年6月 当社取締役技術センター所長兼技術部長 2008年7月 当社取締役技術センター所長 2010年4月 当社取締役技術センター所長兼製品開発推進部長 2010年6月 当社常務取締役技術センター・開発センター・生技センター担当、製品開発推進部長 2012年2月 当社常務取締役技術センター・開発センター担当、製品開発推進部長 2012年7月 当社常務取締役技術センター担当、製品開発推進部長 2014年6月 当社常務取締役生産部門担当 2015年4月 当社常務取締役生産総括部・生産調達部・生産技術部担当、岐阜製作所所長 2016年4月 当社専務取締役生産部門・技術部門担当、岐阜製作所所長 2017年6月 当社専務取締役生産部門・技術部門担当 2018年4月 当社専務取締役生産部門・法務室・人事総務部担当 2020年5月 当社専務取締役製品開発センター・技術センター・生産部門・法務室担当 (現任)
	(取締役候補者とした理由) 田中一彦氏は、管理部門、技術部門、生産部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	きむら とし なお 木村利直 (1957年11月23日生) 21, 153株	1981年4月 当社入社 2004年7月 当社東部支社北関東支社長 2006年6月 当社東部支社長 2008年6月 当社営業部長 2010年6月 当社取締役営業部長 2012年7月 当社取締役営業部長兼第二海外営業部長 2012年9月 当社取締役国内営業部門・営業技術部・物流業務部・国際営業 推進部担当、営業部長兼第二海外営業部長 2013年6月 当社取締役第一海外営業部長 2015年4月 当社取締役上席執行役員、IKO INTERNATIONAL, INC. 取締役会 長、NIPPON THOMPSON EUROPE B.V. 取締役会長 2017年6月 当社取締役上席執行役員岐阜製作所長 2018年4月 当社常務取締役生産部門副担当、岐阜製作所長 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
木村利直氏は、主に海外を含む営業部門、生産部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有 しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが 期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
4	しもむら こう じ 下村康司 (1957年9月27日生) 39, 486株	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社東部支社東北支社長 2006年7月 当社東部支社南関東支社長 2008年6月 当社東部支社長 2010年7月 当社西部支社長 2012年6月 当社取締役西部支社長 2013年6月 当社取締役営業部長 2014年7月 当社取締役営業総括部長 2015年4月 当社取締役執行役員営業総括部長 2016年4月 当社取締役上席執行役員営業総括部長 2017年1月 当社取締役上席執行役員事業開発部副担当、営業総括部長 2018年4月 当社常務取締役営業部門・営業技術部担当、事業開発部副担当 2019年4月 当社常務取締役営業部門・営業技術部担当、事業開発部・製品 開発センター副担当 2020年5月 当社常務取締役営業部門・人事総務部・営業技術部担当、事業 開発部・製品開発センター副担当 (現任)
(取締役候補者とした理由)		
下村康司氏は、主に管理部門、営業部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有して おります。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが 期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
5	おか じま とおる 岡 嶋 徹 (1961年7月8日生) 21,288株	1984年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2013年6月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長 2013年7月 当社経営企画部長 2014年6月 当社執行役員経営企画部長 2015年4月 当社執行役員経理部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員経理部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 2016年4月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、経営企画部長 2017年1月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長 2018年4月 当社常務取締役経理部・情報システム部・物流業務部・秘書室担当、事業開発部副担当、経営企画部長兼輸出管理室長 (現任)
(取締役候補者とした理由) 岡嶋徹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては経営企画部をはじめとした管理部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営全般に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	かさ はら しん 笠 原 信 (1961年8月28日生) 12,640株	1984年4月 当社入社 2008年7月 当社営業技術部長 2013年7月 当社技術センター技術部長 2016年4月 当社執行役員技術センター所長 2016年6月 当社取締役執行役員技術センター所長 2017年1月 当社取締役執行役員事業開発部担当、技術センター所長、優必勝(蘇州)軸承有限公司董事長 2018年4月 当社取締役執行役員事業開発部・技術部門担当、優必勝(蘇州)軸承有限公司董事長 2019年4月 当社取締役執行役員事業開発部・品質保証部・製品開発センター・技術センター担当、優必勝(蘇州)軸承有限公司董事長 2020年5月 当社取締役執行役員事業開発部・品質保証部担当、製品開発センター・技術センター副担当、優必勝(蘇州)軸承有限公司董事長(現任)
(取締役候補者とした理由) 笠原信氏は、主に技術部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	たけいよういち 武井洋一 (1961年6月10日生) 0株	1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、岩田合同法律事務所入所 2000年4月 明哲綜合法律事務所パートナー（現任） 2003年6月 当社社外監査役 2006年6月 山崎金属産業株式会社社外監査役（現任） 2013年6月 当社社外取締役（現任）
(社外取締役候補者とした理由) 武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する高い実績を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
8	さいとうさとし 齊藤聡 (1959年5月16日生) 0株	1982年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年3月 株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）退行 2002年4月 学校法人産業能率大学経営情報学部助教授 2005年4月 同大学経営学部教授（現任） 2007年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（現任）
(社外取締役候補者とした理由) 齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授としての専門的見地と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
9	ひでしまのぶや 秀島信也 (1954年1月9日生) 0株	1978年4月 ヤマハ発動機株式会社入社 2009年3月 同社執行役員 2010年3月 同社上席執行役員 2011年3月 同社取締役上席執行役員 2013年3月 同社取締役常務執行役員 2016年12月 光産業創成大学院大学理事（現任） 2017年3月 ヤマハ発動機株式会社顧問 2017年6月 富士紡ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2018年6月 新明和工業株式会社社外取締役（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）
(社外取締役候補者とした理由) 秀島信也氏は、長年にわたり携わられた経営に関する豊富な経験と実績、幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 武井洋一、齊藤聡、秀島信也の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
- ①武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
- ②齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授として高い見地と幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①武井洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、7年であります。
- ②齊藤聡氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
- ③秀島信也氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年であります。
5. 当社は、武井洋一、齊藤聡、秀島信也の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、武井洋一、齊藤聡、秀島信也の3氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。
7. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会における本人の持分を含めております。

### 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

#### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されておりますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社は、かかる目的に照らし、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2007年6月28日開催の第58回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額500百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するものであります。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定であります。

#### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり250,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額をあわせた金額となります。

なお、当社取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり250,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

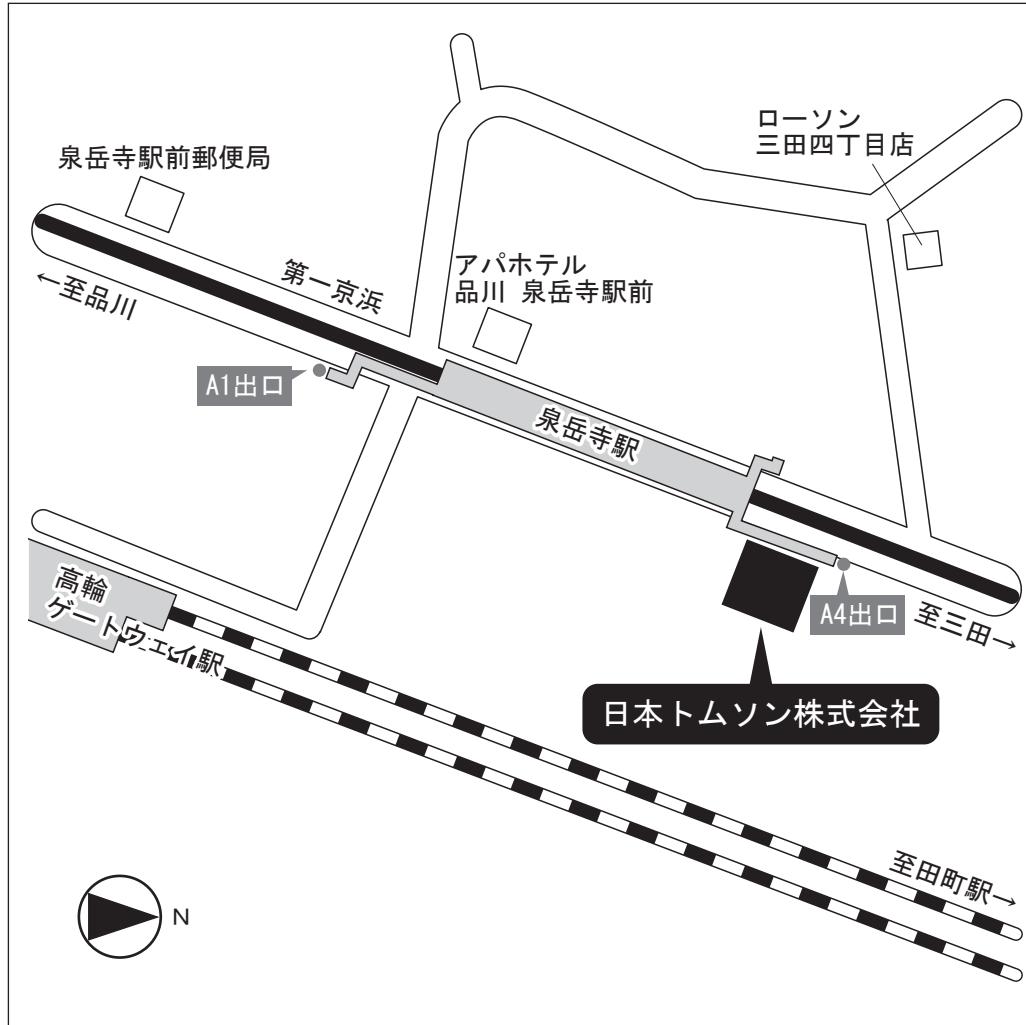
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上





## 株主総会会場ご案内図



### 日本トムソン株式会社 本社ビル

東京都港区高輪二丁目19番19号

TEL 03-3448-5811

都営地下鉄浅草線・京浜急行線「泉岳寺駅」A4出口より徒歩すぐ  
JR山手線・京浜東北線「高輪ゲートウェイ駅」出口より徒歩5分

お願い：駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。